

児童発達支援事業等の状況

(1) 前回配布資料「近江八幡市児童福祉の状況」の訂正 ＜別紙1＞

前回の第1回会議にて配布しました、資料3「近江八幡市児童福祉の状況」について、7ページの「16 市子ども発達支援センター運営事業（児童発達支援（ひかりの子）の事業）の状況」について、一部、訂正があります。別紙の差替えをお願いします。

*利用児童状況

	(誤)			(正)	
	H25 年度	H26 年度		H25 年度	H26 年度
利用実人員	112 人	110 人	▶	<u>74 人</u>	<u>60 人</u>
年間延べ利用児童数	3,816 人	3,123 人		<u>3,788 人</u>	3,123 人

(2) 障害児通所給付 利用者実績 ＜別紙2＞

前回の会議にてご意見いただきました児童発達支援事業等の実績について、「ひかりの子」事業以外の利用も含めて集計しましたので報告します。

16 市子ども発達支援センター運営事業(児童発達支援(ひかりの子)の事業)の状況

別紙1

・発達に支援の必要な乳幼児と保護者が通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、当該児童の成長を図るとともに、保護者に対する養育上の指導及び相談を行う。(親子療育)

* 利用児童状況

	H25年度	H26年度	H27年度
利用実人員	74人	60人	90人
年間延べ利用児童数	3,788人	3,123人	3,712人

H28年度	H29年度
92人	106人
2,543人	2,732人

* 対象児童の家族に対する支援

ケース検討会	2回
グループワーク学習会	58回
理学療法士個別指導	0回
共同学習会	1回
健康管理指導	15回
言語療法士個別指導	32回
作業療法士個別指導	117回
食事栄養指導	2回

17 市子ども発達支援センター運営事業(保育所等訪問支援事業)の状況

・集団生活への適応困難を示し支援が必要な児童が保育所等での生活に適応するため専門職が訪問して児童に適応訓練や担当者に専門的な支援を行う。当センターでは、就学前のみ実施している。

* 利用児童状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用実人員	60人	19人	43人	36人
年間延べ利用児童数	541回	159回	337回	341回

※H.26年2月より、保育所等訪問支援事業を開始しました。

18 親子教室「びっころ」の状況

・乳幼児期において、何らかの発達上課題を有する児とその保護者に対して、その課題の解決を図りながら、保護者がよりよい子育てを考え、実践することを目的としている。

・発達相談で発達の課題が把握され、児童発達支援事業による支援(療育)の利用を申し込み契約を待っている状態の子どもと保護者が対象。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実組数	59	30	33	32	37	32
延組数	272	176	155	103	123	133

19 ことばと発達の相談の状況

・構音に課題・吃音の症状・言語コミュニケーションに課題・言語発達遅滞・就学後に、読み、書き、計算において課題になる可能性がある・選択制緘黙の症状があるなどの4歳児、5歳児を対象に、発音、ことばに関する指導、学習障害の予防的な指導、保護者との連携のもと家庭での遊びや生活の具体的な指導、保護者の教育相談を行う。

	H27年度	H28年度	H29年度
実組数	9	21	21
延組数	66	152	187

・教育研究所管轄での「ことばの教室」が、子ども発達支援センター事業「ことばと発達の相談」として、平成26年度から取り組んでいる。

内 平成30年度に向けての相談4人(6回) 相談のみ0人(0回)

別紙2

①障害児通所給付利用者実績推移表

年度	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
25	69	6	10	20	—
26	74	4	31	67	—
27	96	7	62	21	—
28	109	8	102	46	—
29	134	5	136	39	—

②障害児通所給付利用延べ日数実績推移表

年度	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
25	2,313	449	326	37	—
26	3,337	377	2,354	546	—
27	3,937	585	5,062	180	—
28	3,240	592	12,321	363	—
29	3,688	304	16,649	375	—

児童発達支援・・・未就学の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行う。

医療型児童発達支援・・・未就学の肢体不自由のある児童に対して、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援を行う。

放課後等デイサービス・・・就学中の障がいのある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

保育所訪問支援・・・保育所等を利用中の障がいのある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供する。

居宅訪問型児童発達支援・・・障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童等に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。H30.4から開始された事業。